

事務連絡
令和2年12月3日

公益社団法人 全国産業資源循環連合会 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けたテレワークの実施について
(事務連絡)

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御理解・御協力を頂き御礼申し上げます。

廃棄物処理事業者は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(新型コロナウイルス感染症対策本部決定)において「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者」として位置付けられ、新型コロナウイルスの感染拡大下においても処理を継続することが求められているところであり、廃棄物処理に従事されている皆様の御尽力に感謝申し上げます。

さて、本年12月1日の閣議後閣僚懇において西村国務大臣から改めてテレワークの実施の推進等の発言があり、これを受け、同日付けで内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から別添①事務連絡が発出されました。

そのため、廃棄物処理業者の皆様におかれましては、廃棄物の適正処理のための事業継続を最優先にさせていただきながら、オフィス部門等の可能な範囲で、テレワーク実施の推進に御協力くださいますようお願いいたします。

また、同室から「冬場における『喚起の悪い密閉空間』を改善するための換気の方法」のリーフレットⁱについても別添②のとおり周知されております。事業所等における喚起の実施の際に御参照ください。

つきましては、貴連合会におかれましてもこれらの内容について御承知おきいただくとともに、各都道府県協会及びその会員企業にこれらの内容について周知くださいますようお願いいたします。

ⁱ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15102.html